附則第八条の二第三項中「又は所得税法等の一部を改正する法律」を「、所得税法等の一部を改正する法律」に、「の規定により加算された金額が」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第六十三条の規定によりその例によることとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項の規定により加算された金額が」に、「」と、「相当する」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第六十三条の規定によりその例によることとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項」を加える。

附則第八条の三の二中「第四条の五第五項」を「第四条の五第八項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に改める。

附則第九条第十二項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、「各事業年度（」の下に「租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第一号に規定する設立事業年度、」を加え、「次に掲げる要件を満たす場合（当該法人の租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する雇用者給与等支給額が当該法人の同項第五号に規定する比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）」を「当該法人の同法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する新規雇用者給与等支給額から当該法人の同項第六号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の二以上である場合」に、「当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「当該法人の同項第三号に規定する控除対象新規雇用者給与等支給額」に改め、同項各号を削り、同条第十五項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは「比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「控除対象新規雇用者給与等支給額」とあるのは「控除対象新規雇用者給与等支給額」に、「計算した」を「計算した金額」に改め、同条第十六項中「に掲げる事業」の下に「（以下この項において「事業税を課されない事業等」という。）」を加え、「これらの事業」を「事業税を課されない事業等」に、「比較雇用者給与等支給額を控除した」を「控除対象新規雇用者給与等支給額」に、「金額に、当該」を「に、同号イに規定する」に、「計算した」を「計算した金額」に改め、同条第十七項中「第七十二条の二十五第八項」の下に「若しくは第十一項」を加え、「雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「控除対象新規雇用者給与等支給額」に改め、同条第二十項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十条第一項及び第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第百三条」を「第百六条」に、「要除却認定マンション」を「特定要除却認定マンション」に、「令和四年三月三十一日まで」を「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から令和四年三月三十一日までの間」に改める。

附則第十一条第一項中「農用地利用集積計画」の下に「又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の二十の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画（同法第十七条の十九第二項第一号に掲げる行為に係る部分に限る。）」を加え、「平成二十一年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改め、同条第三項中「第十三項」を「第十二項」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第四項、第五項、第七項及び第九項から第十二項までの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に、「第二条第十一項第七号」を「第二条第十項第七号」に改め、同条第十六項中「（平成二十四年法律第二十五号）」を削り、「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に、「令和四年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間」に改め、同条に次の二項を加える。

17　都市再生特別措置法第百九条の七第二項第一号に規定する者が同法第百九条の九の規定による公告があつた同法第百九条の七第一項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第十三項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

18　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第七条第一項第一号に規定する業務により土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の二第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の四第一項、第三項、第四項及び第六項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の五第一項及び第三項並びに第十二条の二の七第一項、第五項及び第六項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二の十第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第二項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を、「第二号ロ」の下に「若しくは第三号ロ（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

3　道府県は、第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車（以下この条及び附則第十二条の三において「軽油自動車」という。）のうち、同号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準（附則第十二条の三において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準（附則第十二条の三において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合する乗用車（同号イ及びロに掲げる乗用車を除く。）に対しては、当該軽油自動車の取得が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百四十六条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課することができない。

4　道府県は、第百五十七条第一項第三号イ若しくはロ又は第二項第三号イに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百四十六条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課することができない。

附則第十二条の二の十一第一項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を、「同条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

附則第十二条の二の十二第一項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項の表中「第四項」の下に「又は第五項」を加える。